

平成 23 年度におけるみどり市個人情報保護条例の運用状況について

1 保有個人情報の開示請求

件数 2 件

内訳及び決定等の状況 次の表のとおり。

実施機関	開示請求 件数	対 象 公文書数	決定の内容				取下げ	不服申 立ての 状 況
			開 示	非 開 示	部 分 開 示	不 存 在 等		
市長	2	2	2	0	0	0	0	なし

※ 実施機関（その保有する個人情報に係る開示を実施する機関）とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

2 上記 1 以外の運用はありませんでした。